

大口町地域おでかけ支援事業
おでかけサポートカー
運用マニュアル
(ドライバー編)



大口町地域協働部地域協働課

2025年10月1日

1 目的

このマニュアルは、大口町のおでかけサポートカーを安全に運行するためのルールや流れをまとめたものです。ドライバーの皆さんに安心して活動していただけるよう、注意点や対応方法をわかりやすく記載しています。

2 ドライバーのやること

1 送迎

利用者の自宅などから目的地まで、安全に送り迎えをします。

2 かんたんなサポート

外出先でのちょっとしたお手伝いをします。

(例：施設の入り口までご案内する、自宅の玄関まで荷物を運ぶ など)

3 ドライバーの登録について

1 ドライバーになるには、次の条件をすべて満たす必要があります。

- (1) 普通自動車運転免許を持っていて、運転歴が3年以上であること
- (2) 年齢が75歳以下であること
- (3) 過去に運転免許取消処分を伴う重大な交通違反や事故の経験がないこと
- (4) 心身ともに健康で、安全に運転ができること
- (5) 地域の移動支援に関心があり、責任をもって取り組めること

2 ドライバー登録を希望する方は、申請書と必要書類を地域協働課へ提出してください。(※詳細は地域協働課へご確認ください。)

3 登録するには、大口町が指定する交通安全講習などを受けていただきます。

4 登録証の有効期限は、運転免許証の有効期限と同じです。免許更新の際は、その写しを提出してください。

5 次のような場合は、登録が取り消されます。

- (1) 登録条件を満たさなくなったとき
- (2) 虚偽の申請をしたとき
- (3) 自ら取り消しを申し出たとき
- (4) 注意を受けてもルールを守らないとき
- (5) 町が不相当と判断したとき

4 運行までの流れ

次の手順で運行します。

運行前日 まで	利用者から予約があると、南地域自治組織事務所からドライバーへ運行手配の連絡があります。
------------	---

運行成立！

運 行 当 日	出 発 前	(1) 出発時間に余裕をもって大口町役場に来てください。
		(2) 地域協働課の窓口で事前チェックを受けます。 ・運転免許証、携帯電話を確認 ・健康状態の確認とアルコールチェック ・公用車運転日誌の記入
		(3) 必要なものを受け取ります。 ①公用車の鍵 ②ドライバー登録証 ③車両用マグネット ④ベスト ⑤シルバーマーク(必要に応じて)
		(4) 車にマグネットを取り付けて出発します。
		(5) 南地域自治組織事務所で「運行記録票」を受け取ります。
		(6) 利用者の乗車場所へ向かいます。
	◆利用者を乗せて運行する。	
	運 行 後	(1) 運行記録票に必要事項を正しく記入します。 車内の忘れ物や汚れを確認し、必要があれば清掃します。 <u>※次の予約があるときは、大口町役場、健康文化センター、南地域自治組織事務所で待機・休憩してください。</u>
		(2) 役場に戻り、アルコールチェックを受けます。
		(3) 運行記録票を提出し、公用車運転日誌を記入します。 借りた物を返して活動終了です。

5 謝礼について

本事業に携わるドライバーには次のとおり謝礼を支給します。

- (1) 謝礼は運行1回あたり「500円」です。
- (2) 利用者を乗車場所から降車場所まで送迎する片道を1回とします。往復の場合は2回と数えます。
- (3) 1日に複数回運行すれば、その回数分の謝礼を支給します。
- (4) 謝礼は運行記録票をもとに翌月にまとめて支給されます。

6 運行時の心得

1 安全運転

交通ルールを守り、急発進や急ブレーキを避け、丁寧な運転を心がけてください。

2 乗り降りのサポート

利用者が安全に乗り降りできるよう、ドアの開閉や段差に注意し、必要な場合は声をかけて見守ってください。

3 会話や対応について

車内では、政治・宗教・個人的な話題は避けトラブル防止に努めてください。

7 事故・緊急時の対応

1 交通事故が発生したとき

- (1) けが人の救護を最優先し、必要なら119番（救急）へ通報してください。
- (2) 二次事故防止のために、安全な場所に車を止め、ハザードを点灯させます。
- (3) 110番（警察）へ通報してください。
- (4) 地域協働課（0587-95-1691）へ連絡してください。
- (5) 現場の記録をしてください。（写真撮影、相手の情報、目撃者の連絡先など）

2 車の故障やトラブルのとき

安全な場所に停めて、地域協働課（0587-95-1691）へ連絡してください。

3 利用者が体調不良になったとき

- (1) 必要に応じて119番（救急）へ通報し、救急対応を優先してください。
- (2) 地域協働課（0587-95-1691）へ速やかに報告してください。

4 交通違反をしてしまったとき

速やかに地域協働課に報告してください。処分等による反則金、科料及び罰金は全額本人負担です。

8 禁止事項

- 1 おでかけサポートカーを私的に使うこと
- 2 無断で他人を同乗させること（利用者の付き添いを除く）
- 3 車内での喫煙
- 4 運転中にスマートフォンや携帯電話を操作すること
- 5 利用者の体に直接触れて介助すること（例：抱きかかえる、手を引いて歩くなど）
- 6 利用者のお金や財布を預かったり、代わりに支払ったりすること

9 事故などの補償

- 1 運行中の事故は、大口町が加入している保険の範囲内で対応します。
- 2 故意や重大な過失がある場合を除き、ドライバー個人が責任を負うことはありません。

10 個人情報の取扱い

- 1 利用者の個人情報（氏名、住所、健康状態など）は、おでかけサポートカーの運行に必要な範囲でのみ使用し、それ以外の目的には利用しません。また、運行の中で知り得た利用者の情報は、外部に漏らしてはいけません。
- 2 ドライブレコーダーに記録される映像や音声は、事故・トラブル発生時の確認や安全管理のために使います。確認できるのは地域協働課など必要な担当部署だけです。警察や保険会社など法令や事故処理に必要な場合を除き、外部に提供することはありません。

11 各連絡先

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 大口町地域協働課 | 0587-95-1691 |
| (2) 南地域自治組織事務所 | 0587-75-1731 |
| (3) 警察（江南警察署） | 110 |
| (4) 救急（丹羽消防署） | 119 |

1 2 Q & A

こういう場合はどうするの？

Q 1 運転に不安を感じたら辞められますか？

A はい。大口町に申し出れば登録を抹消できます。

Q 2 自分の車を使ってもいいですか？

A いいえ。大口町が指定した車両を使用してください。

Q 3 講習の受講は必須ですか？

A はい。大口町が指定する講習を受講することが条件です。

Q 4 利用者を乗車させることで危険を感じた場合は？

A 安全に送迎できないと判断した場合は乗車を断ることができます。判断に迷う場合は地域協働課へ連絡してください。

大口町地域おでかけ支援事業

おでかけサポートカー 運用マニュアル（ドライバー編）

< 問い合わせ先 >

大口町役場 地域協働部 地域協働課

〒480-0144

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地

電話：0587-95-1691

メール：chiiki@town.oguchi.lg.jp